



厚生労働省 群馬労働局発表  
平成27年1月29日

担 当	【照会先】
	群馬労働局労働基準部監督課
	監督課長 岡本 克也
	監察監督官 八田 孝幸 電話 (027) 210-5003

## 平成26年の司法（送検）処理状況について

群馬労働局(局長 内田 昭宏)では、群馬労働局管内7労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として捜査し、平成26年中に、前橋地方検察庁へ送検した状況(「司法処理状況」)をとりまとめたので発表します(詳細は別紙を参照)。

群馬労働局では、法定労働条件の確保や健康で安全に働ける職場づくりのための対策を推進しているところですが、今後も重大・悪質な法令違反については、積極的に送検をする等厳正に対処する方針です。

### 平成26年に地方検察庁に送検した件数は16件(対前年比+4件)

#### (1) 労働基準法等違反(最低賃金法違反を含む※)事件

8件 (前年比 +2件)

#### (2) 労働安全衛生法違反事件

8件 (前年比 +2件)

※ 地域別最低賃金に係る違反(最低賃金法第4条第1項違反)の罰金額(50万円以下の罰金)が、労働基準法第24条違反(定期賃金不払い)の罰金額(30万円以下の罰金)を上回っているため、支払賃金額が地域別最低賃金額未満である場合(不払の場合を含む。)には、特別法である最低賃金法違反の罪として処理している。

#### (参考)

「司法処理」とは、労働基準監督官が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として、検察庁へ送検するための処理のことです。

労働基準法等関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う」旨規定されています。

## 1 司法事件の内容（表 1 参照）

### (1) 労働基準法等違反（最低賃金法違反を含む）被疑事件（8 件）

平成 26 年中に送検した労働基準法等違反被疑事件は、賃金不払（定期賃金又は時間外労働に対する割増賃金）が 4 件であり、労働条件に係る書面（雇入れ時の労働条件通知書、退職時の証明）の未交付が 2 件、その他が 2 件であった。

### (2) 労働安全衛生法違反被疑事件（8 件）

平成 26 年中に送検した労働安全衛生法違反被疑事件の内容は、高所作業において墜落・転落防止措置を怠ったものが 4 件、機械作業において危険防止措置を怠ったものが 2 件、プレス機械の自主点検を怠ったもの及び雇入れ時の安全衛生教育を怠ったものが各 1 件であった。

## 2 司法事件の業種別内訳（下表参照）

業種別に見ると、製造業が 5 件と最も多く、次いで、建設業が 4 件、清掃業が 2 件、運送業、旅館業、警備業、農業、畜産業が各 1 件となっている。

	製造業	建設業	清掃業	運送業	旅館業	警備業	農 業	畜産業	合計
労働基準法違反	2	1	2	1	1	1			8
労働安全衛生法違反	3	3					1	1	8

## 3 司法事件の年別推移（下表参照）

送検件数（年）	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年
労働基準法	4	12	7	10	6	8
労働安全衛生法	13	15	8	7	6	8
合 計	17	27	15	17	12	16

## 4 添付資料

平成 26 年送検事例

(表1) 司法事件の内容

労働基準法違反事件		8件
	賃金（定期賃金・割増賃金）不払に関するもの（最低賃金法第4条、労働基準法第37条）	4件
	文書（労働条件通知書、退職時の証明）の未交付に関するもの（労働基準法第15条、22条）	2件
	その他	2件
労働安全衛生法違反事件		8件
墜落・転落防止措置	高さ2メートル以上の箇所において作業させるに際し、足場を組み立てる等により作業床を設ける等の措置を講じていなかったもの（労働安全衛生法21条、死亡災害）	1件
	高さ2メートル以上の作業床の端で作業させるに際し、作業床の端に手すりを設ける等の措置を講じていなかったもの（労働安全衛生法21条、死亡災害）	1件
	踏み抜きによる危険のおそれのある屋根の上で作業させるに際し、歩み板を設け、防網を設ける等の措置を講じていなかったもの（労働安全衛生法第21条、死亡災害）	1件
	高さ1.5メートルを超える箇所で作業させるに際し、安全に昇降するための設備を設けていなかったもの（労働安全衛生法21条、死亡災害）	1件
機械の安全措置	機械の修理・点検の作業を行わせる際、機械の運転を停止しなかったもの（労働安全衛生法第20条、死亡災害）	1件
	動力プレス機械を使用して作業を行わせる際、安全装置を設けていなかったもの（労働安全衛生法第20条、死亡災害）	1件
点検	動力プレス機械について、定期的に自主点検を行っていないかったもの（労働安全衛生法第45条、後遺障害を残す災害）	1件
教育	労働者を雇い入れたときに、従事する業務に関する安全又は衛生のための必要な教育を行っていないかったもの（労働安全衛生法第59条、死亡災害）	1件

## 平成26年送検事例

## 事例1

屋根からの墜落により死亡した災害で事業者を書類送検

## 1 事件の概要

高さ約4.5メートルの物置屋根上において、生垣の剪定作業を行わせるにあたり、屋根の端から墜落することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、屋根の端に囲い、手すり等を設ける等墜落による危険防止措置を講じていなかったため、事業者を労働安全衛生法違反の容疑で検察庁に書類送検したものの。

## 2 罪名

労働安全衛生法違反

## 事例2

機械に巻き込まれたことにより死亡した災害で事業者を書類送検

## 1 事件の概要

農場の鶏舎内において、集卵機の修理作業を行わせるにあたり、集卵機に巻き込まれることにより労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、集卵機の運転を停止しなかったため、事業者を労働安全衛生法違反の容疑で検察庁に書類送検したものの。

## 2 罪名

労働安全衛生法違反